

朝彦親王の広島配流に関する談話聴取

— 幻の『史談会速記録』 —

白石 烈

はじめに

本稿で紹介する臨時帝室編修局写本（臨帝本）「中川宮御遠座事件」^①は、久邇宮初代朝彦親王（文政七年（一八二四）～明治二十四年（一八九二））が明治元年八月に皇族の身分を剝奪されて広島藩に配流された事件が、冤罪だったことを示す史料である。明治維新においては様々な勝者と敗者の区分が発生したが、これは武家や公家に限定されるのではなく、皇族においても同様の例が存在した。それが朝彦親王である。親王は幕末政局において徳川慶喜や会津藩主松平容保を支持した有力者だったため、王政復古後に戊辰戦争が継続する状況下、朝敵とされた徳川慶喜と密通し、朝廷へ謀反を企てたとの嫌疑がかけられたのだった。

現在の研究ではこの事件が冤罪であったことは証明されている。本稿で紹介する談話聴取も、後述する国立公文書館所蔵写本（国立公文書館本）^②がすでに紹介されており、その意味で完全な新出史料というわけではない。しか

し、本史料は国立公文書館本よりも史料の来歴情報が明確で、筆者がこれまで分析してきた明治期の修史事業に関連して重要なものであると考えられる。また、原本の所在が確認されておらず、写本でしか内容を把握できないことから、本稿において全文翻刻する。

一 翻刻史料の底本について

本史料は、明治太政官政府の刑法官判事だった旧徳島藩士中島錫胤に対する、史談会関係者による談話聴取記録である。中島は朝彦親王に広島配流を言い渡した勅使に随行していた人物である。史談会は宮内省が開始した旧藩事蹟取調事業を契機として旧大名家有志が発足させた団体で、明治維新に関係して「不偏不党」の立場から敗者側の史料収集をも企図していた。同時に存命中の明治維新経験者から体験談を聴取し、それを活字化して会員に配布していた。これが『史談会速記録』（一輯より二三輯までは『史談速記録』）^③で、昭和十三年（一九三八）四月の第四一輯までの発行が判明している。

しかし、本史料は談話を聴取したものの、その内容が社会に流布することを回避するためか、印刷配布されなかった点に特徴がある。

中島への談話聴取は明治二十六年六月二日と十六日の二回実施されたため、本史料も二部構成になっている。第一回聴取は赤坂離宮内の旧藩事蹟取調所にて行われ、本史料の中核部分に当たる。この速記は中島錫胤本人が確認したとみえ、同人による補足説明の付箋が七箇所に付されている。第二回聴取は中島錫胤宅で行われた。質問者は史談会幹事で島津家編輯員の寺師宗徳のみだが、事件当時容疑者の捕縛に当たった西田周作が中島に宛てた書簡(事件当時の回顧)を開きながら、その内容について質疑している。そのためその書簡も全文筆写されている。

本史料の原本は、史談会によって明治二十六年七月二十九日に作成され、旧藩事蹟取調所に保管された。同所に蓄積された史料群は、明治三十四年十二月二十七日に宮内省から史談会に下付された^④。その目録である「旧藩事蹟取調所蒐集史料書目」には、イロハ順の「ナ之部」に「中川宮御遠座事件一冊」と記載があり^⑤、史談会に所蔵されていたことは確実である。その後、この史料群は明治三十八年十二月に史談会から文部省に寄贈され、これが現在東京大学史料編纂所に所蔵される「史談会本」シリーズに該当する。文部省に寄贈された書目は明治三十九年四月十三日付『官報』学事欄に掲載されたが、そこには「中川宮御遠座事件」が記載されていない。つまり、文部省への寄贈分からは外されたことになる。この理由は、旧弘前藩士で史談会幹事の外崎寛が預かり置いていたからである。そして外崎は大正十一年(一九二二)六月二十四日、当該原本が「極めて秘密之書類」であることから久邇宮家に献上した^⑥。献上より前の段階で外崎が筆写したのが国立公文書館本で

ある。

久邇宮家で所蔵された原本は、大正十五年十一月一日、明治天皇紀の編修を進める宮内省の臨時帝室編修局が借用し、同年十二月十七日付で返却されている^⑦。この間に同局が筆写したのが、本稿で紹介する臨本である。毛筆で「臨時帝室編修局第一二号」罫紙(十行罫紙)に写され、丁数は五〇丁である。

二 内容上の特徴

この談話聴取が実施された背景として二点指摘しておきたい。一つは、史談会幹部がこの事件を冤罪と判断し、雪冤を実現する意思を持っていたことである。この談話聴取の約二箇月前の四月八日、旧徳島藩主蜂須賀茂韶への談話聴取時に、秋元家(館林藩)編輯員岡谷繁実が朝彦親王の事件について、「史談会でも其御冤罪は雪いで上げやうと思つて居ることで、当月か来月の内には必ず御冤罪の事を取調べまして、其冤を雪いで上げます積りであります^⑧」と表明していた。中島錫胤への談話聴取は、この予定が実行されたことを意味しているだろう。

二つ目は、この談話聴取が実施された時期は、久邇宮家が朝彦親王の広島配流を冤罪であると証明するための活動を本格化していた時期と重なっていることである^⑨。同家は事件当時の関係者への聞き取り調査を複数回実施しているが、徳川慶喜本人に親王との密通の有無について書簡で問い合わせるなど、その活動は徹底していた。この時、久邇宮家から依頼されて徳川慶喜と連絡をとったのが旧岡山藩主池田茂政(慶喜の弟)で、池田は中島錫胤への

【表】 中島錫胤への質問者一覧

氏名	肩書き等
岡谷繁実	秋元家（館林藩）編輯員
池田茂政	旧岡山藩主／史談会副会長／徳川慶喜の弟
丁野遠影	山内家（土佐藩）編輯員
服部敏	徳川家（水戸藩）編輯員
宮地巖夫	山内家（土佐藩）編輯員
市来四郎	島津家（薩摩藩）編輯員／史談会発起人の一人
寺師宗徳	島津家（薩摩藩）編輯員／史談会発起人の一人／市来四郎の甥

談話聴取でも質問者として参加し、その直前に史談会副会長に就任していた（表 中島錫胤への質問者一覧）参照）。さらに質問者の島津家編輯員市来四郎は史談会発足の中心人物で、明治二十九年には池田茂政と共に久邇宮家の朝彦親王履歴調査の顧問を務めている。市来の収集史料のなかに朝彦親王の冤罪関係史料も含まれていることも踏まえると、彼が朝彦親王の事蹟執筆に際して「御冤罪と断然書いて宜しい」と発言している点は本心とみなせよう。同時に、事件関係者自身の口からも朝彦親王の広島配流が冤罪であったと断言されている点も注目できる。特に、事件を取り扱った人物として輔相岩倉具視・刑法官知事大原重徳・参与木戸孝允・大久保利通・広沢真臣・副島種臣らの具体名が挙がっている。なかでも岩倉具視は、朝彦親王が証拠書類の不備を指摘し、嫌疑を否定し続けた状況下、広島配流を「押付けて仕舞へ」という指示を出していたと紹介されているのは目をひく。

そして、談話聴取参加者は、明治太政官府の行政官から明治二年三月に伝達された御沙汰書の文言まで批判を展開する。これは朝彦親王が徳川慶喜に遣わしたとされる密使が側近の「詐偽」だったことを認めつつも、完全な罪の解消に至っていない内容（然ルニ）という文言に言及

した箇所）の問題点を指摘したものである。この御沙汰書は当時の『太政官日誌』に掲載されたままになっており、朝彦親王の冤罪を雪ぐ障害になっていたのである。

これらの結果、当該事件は冤罪であり、このままにしておくことは「陛下（明治天皇―白石注）の御名譽」「帝室の御毀譽」に関わるとの結論に至っている。すなわち、この問題は親王一人の問題ではなく、皇室全体にも影響を与える可能性を持っていたことを示唆しているといえよう。

明治期に展開された官民の修史事業において、史談会は明治維新の矛盾点（朝敵皇族の創出）解消を明確に意図していたと考えられる。既述した市来四郎の甥である寺師宗徳も「何トカ御雪冤ノコトナクテハ済マセラレス」と発言しており、薩摩藩島津家を中心とする会員たちがそのような方針をとっていたことは注目してよいと思われる。同時に、その談話聴取記録の印刷発行が回避されたことは、当該期の修史事業の持つ性格の一端をも象徴しているように思われる。政治と修史の関係性という意味でも、本史料が示唆する情報量は少なくないと考えられる。

註

- (1) 「中川宮御遠座事件」（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三六一八九。旧函架番号 明一六九九）。
- (2) 友田昌宏「近代天皇制国家の形成と朝彦親王」（松尾正人編『近代日本成立期の研究【政治・外交編】』岩田書院、二〇一八年）。
- (3) 柳生四郎・朝倉治彦編『幕末明治研究雑誌目次集覧』（日本古書通信社、一九六八年）。なお、史談会編『史談会速記録』合本一（合本四四（原書房、一九七五年））として第三九五輯まで復刻されている。

(4) これらの経緯については、白石烈「宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会」(上・下)、『書陵部紀要』七一号、七二号。二〇二〇年～二〇二一年)を参照されたい。

(5) 内事課「明治二十六～四十三年 殉難者及旧藩事蹟取調録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号五三四) 明治三十四年第四号文書所収。

(6) 「中川宮芸州御遠座事件」(国立公文書館所蔵。請求番号一四一―一五〇)に挟み込みの献納書控より。

(7) 臨時帝室編修局「大正十五年 明治天皇紀編修録」一(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号一二七〇―一) 第三号文書。この原本の所在は未確認である。

(8) 『史談会速記録』第八輯(一八九三年)一三三頁。

(9) 白石烈「久邇親王行実」の編纂と宮内省(国立公文書館 平成三〇年度アーカイブズ研修Ⅲ 修了研究論文、二〇一九年)。

(10) 彼の収集史料群「石室秘稿」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)には、「加陽宮御冤罪事件」(全四冊。請求記号「石室秘稿一九一―四)などが確認できるとする。

【凡例】

- ・ 翻刻は「中川宮御遠座事件」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三六一八九。旧函架番号 明一六九九)を底本とし、国立公文書館本(「中川宮芸州御遠座事件」請求番号一四一―一五〇)で校訂した。
- ・ 翻刻は常用字体を使用し、適宜句読点を付した。
- ・ 底本では第二回聴取(中島錫胤宛西田忠之書簡を含む)が、第一回聴取より先に配置されているが、読みやすさを優先し時系列順に前後を逆にした。
- ・ 卷末に翻刻した中島錫胤による七つの付箋は、底本では本文欄外下部にそ

れぞれ場所が指示されているが、本稿では便宜上、該当箇所上部に位置する本文を破線で表記した。

【翻刻】

(表紙見返し)

台本出処	久邇宮家
採集人名	御用掛本多辰次郎
採集年月	大正十五年十一月
校正	堀 元恭
謄写人名	福田熊五郎
備考	

(局修編室帝時臨)

〔(欄外上部付箋)十二月二日校了 堀〕 / 〔(欄外下部朱印)臨時帝室編修局蔵〕

「明治二十六年六月二日

男爵中島錫胤氏談話

中川宮御遠座事件

旧藩事蹟取調所

〔(朱書) 明治元年正月記事〕

中川宮御遠座事件

〔(朱書) 中島錫胤談〕

表紙朱書ハ寺師宗徳筆蹟

大秘密書類 貳冊

右ハ史談会所蔵ノモノ拙者預置、

〔(朱書) 附箋ハ中島男爵
自筆ト被認候〕

同会幹事 外崎覚 (印)

〔(輪郭朱書) 〕

所 名 科	月 日	所 名 科	月 日
中 島 錫 胤	廿 六 年 七 月 二 十 九 日	校 正	木 田 (印)

中川宮御遠座事件

完

史談会速記録

第六十二回

中島錫胤先生談話

史談会

史談会速記録第六十二回

吉木竹次郎速記

明治二十六年六月二日

旧藩事蹟取調所ニ於て

○中島錫胤先生談話

○岡谷君 今日願ひましたは他てはござりませぬが、久邇宮の左遷一条でござります。先般三条公へ伺ひましたところが、ドウも自分も知らぬ、是れは

中島錫胤が知つて居るから、アチラへ尋る様にと云ふことで、其後嵯峨さん

に伺ひますと矢張り御同様の事で、其他土肥君に問ふても、何れも先生に伺

ふ様にと云ふ御答でござりましたので、是非遠くから御眼にかゝつて伺ひた

いと存じましたが、今日御足労を願ひましたハ其次第でござります。

〔(中島錫胤) 中島君 其時分には丁度刑法官を始めて御立てになつた時で、其時の長官は

大原中納言で、其次に居らるゝ副知事は池田侯、夫から私共・土肥謙蔵。

〔(大原重徳) 此兩人は判官事と申すものでござりまして、此事に就ては私は主任ではござ

りませぬが、岩倉公からも親しく御談しがあつて、専ら取扱ひを致しました。

〔(岩倉具視) 進々山内カケユと云ふ人やらも御尋ねがありましたけれども、(欄外書込)

「山田勘解由ハ宮家ノ御家臣ニて候、倉太郎氏ノ父富子夫人ノ夫ニて候ノ外

崎覚」二十六年前の事、且御東幸の供奉を致して、夫れから以後は知りませ

ぬので、丁度八月でござりましたが、九月の御発輦で夫から始終東京に居て

西京に参つた事もありませぬ。故二後とは西京詰めの子を致しましたことで、

忘れましてござりますが、此間も清岡にも会ひまして、段々話合つて見ますと、清岡は久邇宮の御殿に在る書類などで調べて、夫れを見ると成程と思起す事が幾らもあります。其他其時分の鞠獄の事に与つた小原重哉、是れにも談して見ましたところが、此れの言ふ所を聞いて如何にも思ひ出した事もありません。夫れて其時分に取扱つた最初よりの事を御話致しますでござります。夫れは御即位の前であります。慶応四年即ち明治元年七月十五日、始めて大原卿から至急な御用があるから面会したいと云ふことで参ると、実は容易ならぬことであると云ふことで、岩倉公からの談じもあり、貴様主としてやつて呉れと云ふことで、ドウ云ふ事と云ふと、実はその後藤縫三殿の屋敷へ江戸表より上野彰義隊の残党前田播磨守と云ふ者か来て居る。是れが中川宮へ(朝彦親王)窃かに出て拜謁致して、其者に御渡しになつた物があると云ふことで。夫れは密告者かあつて承知した事であります。夫れを調べて呉れと云ふ事で、夫からドウいふ者から御聞きになつたのでござりますかと云ふと、イヤ夫れはタシカ川村文吾とか、是れハ清岡に逢つて思出しました。夫れから密告した事であります。夫れて文吾に会つて見やうと云つて会ひましたが、さうすると今御話致す様な事を文吾が言ひます。中川宮へ取次きした者は浦野兵庫と云ふ者で、此者に手を着けて見んとせしか、容易に手ハ着かぬ。八月になつて追々分り掛けました。遂に八月十五日に其事は決しました。十五日までの間は種々に探偵を入れました。余程骨が折れました。極秘密にして岩倉殿と大原殿と、及備前侯爵と、夫れから私くらゐなことで、土肥あたりも委しくは知りますまい。夫れから監察と云ふものがありまして、此の監察の中の確かな者に。是れも人選して出した者で、夫れに探偵させて僅かの数で調べました。ところが宮の御不審蒙りなざるゝ事柄と云ふものは、前田播磨守

と申す者が窃かに上京して浦野兵庫に手寄りて内々宮へ申上げた事があつて、遂に拜謁を仰付けらるゝ事になつたと云ふ事で、ソコで宮から御渡しになつたものがあるです。其御渡しになつた物といふのは唯白紙でござります。(付箋三)白紙であつて明礬で字を書きて、夫れを水に浸けると字が現はれる、子供などがやるアレでござります。夫れに僅かの文字があるので、夫れを御渡しになつて、夫れからモウ一つは御手の形で、御実印といふ印して、夫れを御渡しになつたと云ふことで、密告の方から分つて来まして、夫れを本にして探偵したけれども、宮様の事であるから分らぬ。浦野を吟味せねばならぬと云ふ事であれども、何分取つて掛りやうがない。ところが八月十五日の晩に浦野は御殿に宿直でありまして、其夜宅に帰る事になつて、其途中で捕縛して、夫れから段々吟味すると、其日前田と云ふ者を其前に捕縛して置きまして、夫れは前田が宮からの御渡しのを貰ふたから、早速出立すると云ふことで、夫れは大坂から船に乗ると云ふことで、夫れて其前に取押へて置いて、ソコで浦野を捕縛して吟味致しましたところが、スラ／＼話を致します。ドウも其辺の事は今日思ひ出すと、モウ二十六年にもなりますから前後を忘れまじたり、取落したり致しますが、其時軍令状(付箋四)の様な物があつたと聞きました。一は軍艦は摂海を行くもあり、東海道を行くもあり、軍艦を敦賀に廻すもあり、鳥羽から来るもあり、水陸西京に集つて宮を(朝彦親王)押立て、取りも敢へず南北朝を立てやうと云ふことであるので、岩倉さん始め御心配で、其辺からして各藩からの浪人は宮様に眼を着けて居て、果して夫れに相違ないと大早計に極めて仕舞ふて、其軍令状は後から聞けば浦野が拵へたもので、夫れは別で私共は知らぬ。私共の知るのは明礬で白紙に書いた物のみで、夫れは宮様に御尋ね申して、其芸州に御出てになるは其事のみで、ソコで浦野兵庫の

手から前田播磨に渡してあるのを取つて、是れが証拠物で夫れを兵庫は相違ないと云ひます。ソコで宮様に直ちに御尋ね申さねばならぬことになり、其十五日の晩は徹夜で、吟味する所から御所までは二十余町もありますが、雨は降り、其中を四・五度馬で通ひまして、実に今日で言へば三時半頃に極りがつきまして、モウ芸州へは御達しがあつて、ソコで芸州の方からドレ程の兵隊でありましたか、夜中に用意になつて、夜が明くるなり 勅使は太原・徳大寺・大木・坊城・田中不二磨・私・土肥謙蔵も行きました。夫れとマダ行きました様でありますが、夫れて御門の明くるを待つて宮の御殿へ行きましたので、マダ御寝でござりまして 勅使であるから宮も御起きになつて御出でになつて、御用の筋を大原殿から申すと少しも知らぬ事と云ふ事で、是れは如何であると云ふと一向知らぬ。御手の形を是れは如何でござりますと云ふと知らぬと云ふことで、御手を合はし為されたが、宮は指は通常より短いさうで、ところが合はぬであつて、夫れて偽物と云ふ事が分つて、如何にも御存じない様な御模様に見えました。是れハ僞忽な事でなかつたかと思ひます。一寸も知らぬ事である。斯様々々な者に御会ひでござりましたかと思ふと、名も知らぬ、況んやそういふ者に会ふ筈はないとおつしやる。夫れから大原殿は夫れでは済みませぬから、此れ丈けは恐入つたの一言が無いとならぬと云ふことで、恐入つたと云ふ御一言があつて、夫れは罪に服すると云ふのではなくして、御手数掛けて恐入つたと云ふのであらうと思ふ。其時分は今日の如く法の整然たる時と違ひ、僞忽な事モアリマシタロフ。夫れから安芸少将に御引渡しと云ふことで直ぐに御仕度で御出立であります。(後野長麿)
西本清介と云ふ人は是れは一時少弁か、是れは其時宮様の警衛で来しました。其者に宮様の御輿を引渡しました。是れは八月十六日の事でありました。其

前から御東幸に就て機密の事を承つて居りました。公は日々宮中に出まして、監察使といふがあつて東海道筋は御懸念で多くの探偵を私共は入れて置きました。備前の御藩士なども十幾人、夫れから長州の藩士も入れて置きました。東海道に配置致して置きました。真島などが引続きて其事を担任致しましたのでござりませう。一向其後の事は存じませぬ。

○池田侯 (池田茂政) 白紙はドウいふもので。

○中島君 一時忘れて居りましたが、段々聞くと小原が知つて居りました。「可然々々」の四字でありました。御手判別の紙であります。

○池田侯 して見れば宮の印とも思はれぬ。

○中島君 宮の印とも思はれぬ。手に合はぬ。

○池田侯 浦野は宮さんの御家来で。

○岡谷君 夫れはドウして宮様を讒謗する様な事をするは、前田の賄賂でも取つてさうなつたものでありませうか。

○中島君 夫れは分らぬ。英明な宮様であると云ふものであるから、関東の若い者も悉く知つて居る。何かソんな事で西京に出て来たのであらうが、浦野と出会つて其事を謀るのはドウしても分らぬ。

○池田侯 夫れでは私が聞た事がある。青蓮院ノ宮とおつしやつた時から浦野は居つた者で、浦野が宮に擯斥された事がある様子で、夫れで浦野は怨み申して居て何時ぞやらうと云ふ心があつてやつた様に思ふ。随分才物で一時さういふ訳で怨んだといふことであるから、其辺から陰謀をやつたものであるかも知れぬと思ふ。人の口碑であるから分らぬけれども、さういふ事がある様に聞て居る。

○中島君 (後藤六) 後藤藤縫之助の方へ着、早々這入つて前田が潜んで居ります。其後

藤の方へ江戸から添書でも持つて来たのでありませう、旧とからの家来とか云ふ者が一所になつて居ります。其名前は分つて居ります。是れは宮様の御手許にある者で、辻孫右工門とか云ふ者、モウ一人は亀六と申したか、是れは清岡の書類にある。是れが前田を引入れたもので、夫れも後ち捕縛された。

○岡谷君 伊勢の坊主で大楽院が周旋した様子。

○中島君 夫れは直接でござりませぬ。川村文吾と云ふ者が大楽院の縁家の者で、川村文吾の旧との事は知らぬが、清岡の書類で見れば後藤の手代で、アレが密告したのでござりますが、其風采を見るに武士にもあらず。又堂上侍にもあらず。商人の様に見受けましたが、果して後藤の旧僕、即商人で後には刀を指したのである。其者も大楽院が親づきて、大楽院は関係があるかないか、私共に後に東京に出た後との調べに在る様子。川村文吾は善くない者であります。旧との主人後藤縫之助の方も不都合で暇を出され、其他追々種々の事に転しましたが、ドコも仕くじるさうで後藤の方に怨みか無いかと思ふし、出て居るから夫れで後藤に居つたものであるから知つて居る。夫れで後藤の所に潜伏して居る事を知つたものである。何にしても火の起りは川村で大原家に密告したものである。丁度調べに三十日かゝつた。

○池田侯 さうすれば川村が始めでありますねー。

○中島君 川村は密告者で、丸で無い事を言つたのではなく、浦野と前田の間で出来たもので、浦野が前田を欺むいたか、兩人で巧んだか、何にしても宮の御殿へ一度出た事はあるが、拝謁の間へ出た事はないので、宮の御声が仄かに聞へる所まで行つて居た様子で御手形も今頂戴したと云ふ……

○池田侯 妙な工合であるねー。

○中島君 其時は予ねて拵へて前田を欺いたか分らぬ。前田は宮様から頂戴

したと思つて居る。浦野は拝謁した事はないと云つて居る。

○池田侯 前田ハドウした。

○中島君 是れは其時分牢死でもしましたか。

○池田侯 ドコの家来で。

○中島君 旗下の士と云ふ事であるが、関東の百姓かであらうと思ふ。播磨守でも何でもないので。

○池田侯 本姓は。

○中島君 矢張り前田である。播磨守は拵へもので前田何太郎とか云ふ者で。(欄外書込)「光太郎」

○岡谷君 是れは何しに上つたので。

○中島君 夫れは宮様に色々申上げて謀らうと思つてと申しますが、夫れは本当やら何やら分らぬ。関東の方に同志があるかといふと、有ると云ふが夫れは無い。上野で破れた後の事であるから取り留めたことはないが、其中の一人だと申すので、誠に是れには困つた事は清岡の方で見ましたが、私の今申上げますのは八月十五日の事であつて、十六日は其事に御手か附きたので、夫れは白紙に明禁の字と御手の形があつたので、夫れハ宿から持つて来たのではなくして、宮様から貰ふたと云ふので、さういふ微賤の者に渡した事を罰しになつたので、夫れは後ちに解けて居ります。

其事は浦野兵庫の欺いたもので、其方の知らぬ事であるとなつて、宮様の冤罪ハ洗へたのである。夫れは明治三年で、夫れで洗へて却つて悪くなつた。

夫れから「然るに」と云ふ字があつて、其前七月徳川慶喜よりの何々となる。ソんな事はないので微賤の者といふは前田播磨守とか、官名を偽つて来て居る者に面会して——徳川家からの書類を受取つたと云ふ様になつて居る。夫

れハ事実スツパリ無いことである。コチラからアチラへ渡したので宮様が御渡しになつて、夫れを証拠として帰つて、宮様にも御同意であるから是れから人数を押し出さうとか云ふので、夫れは浦野兵庫の策で其方の知らぬ事であると云ふ御沙汰になつて居る。「然るに」と云ふ空中に樓閣が出来て居る。夫れが今日消えずに居る。

○池田侯 其話も承りました。慶喜公に尋ねましたが、さういふ事は無いと云ひました。可笑い話で証明仕やうかと云ふことであつた。

○中島君 宮様の芸州に御出になるは、白紙に「可然々々」の四字と御手の判を渡したが、不都合と云ふ事のみて其事は其方の存せぬことであると云つて消えて居る。然るに其前七月とある徳川慶喜の使と称して卑賤の者に面会を致して其者に御面会になつて、其者から書面でも取つた様になつて居る。

○(丁野遠影) 丁野君 「可然々々」とばかり……

○中島君 大小軽重何にでも持つて行かるゝ茫漠たるものである。

○服部君 「可然」と云ふと答へたものゝ様で。

○岡谷君 上方に兵を率ゐて上るのを可然々々と云つた様で。

○中島君 其時分に私共の係りは存せぬことであります。

○岡谷君 罪の有る者は千歳の下より之を罰し、罪の無き者は雪ぎて上げなければならぬ。就てハ御沙汰ハ丸で消えて仕舞ふ様に。

○(宮地殿夫) 宮地君 夫れは東京へ御帰りの後とで。

○中島君 宮様が芸州に御立ちちまで居つたが、其白紙の他に何も無い。夫れを御親書と見るので。

○岡谷君 (小松帯刀)(西郷隆盛)(広沢真臣) 小松・西郷・広沢などが其節を主張したと云ふ事でありましたが。

○中島君 小松は居らぬ筈で。

○岡谷君 其他は御謀叛と看做したものでありませうか。

○中島君 さうであります。

○(市来四郎) 市来君 其時の御裁断は岩倉・三条さんが。

○中島君 三条さんは御承知ござりますまい。岩倉さんで。

○市来君 アナタ方の御取扱ハ八月十六日でござりませう。即ち十五日に御裁断あらせられたと見るでござりませうか。其時岩下方平杯に命せられたさうでござります。夫れから以前御なじみでもござりますから御断り申して、夫れから別に御見立てになつたと云ふことで。

○中島君 夫れも此間清岡から承りました。宮様が御出座で、夫れに大原・徳大寺・坊城・大木・田中、夫れに私・土肥謙蔵。夫れくらゐであつたかと思ふ。

○岡谷君 勅使は帯剣でありますか。

○中島君 撤して居ります。

○岡谷君 御言渡があつて。

○中島君 宮は恐れ入つたと云ふ一言があつて、確かと覚えぬが御書付があつて、其所で出来たか御所へ走つて行つて出来たか、宮様は朝の御膳前で、御膳召上つて御着替(め)があつて御立ちちまで三四時間もござりませう。其間に田中でも行きましたか、ドウも其辺は確かと覚えぬ。

○岡谷君 御書付がありますか。

○中島君 其時は私共は存じませぬので。

○市来君 巷説でありますか知れませぬが、其原因は古い事であつて、三奸二嬪と云つて御退けになつたが、其が本になつて醸して居ると云ふことであります。

- 中島君 其頃には存じませぬ。三奸とか云ふ事は承知して居ります。詰まり宮様と岩倉とは始終御論が合はぬで居った様であります。
- 丁野君 其前七月と云ふは今から見れば証左の立たぬ事で。
- 中島君 慶応四年の七月の事で、夫れハ詐偽と云ふことで御取消になつて居る。
- 市来君 其御取消になつて直ぐに御帰洛で。
- 中島君 さう云ふ訳に行かぬ。然るにで復活して、ソコで罪一等を減して広島に御住居と云ふ事になりました。其時は宮様とは言はぬので庶人に御下りで。
- 市来君 其時分の取扱ハ岩倉さんと、夫れに木戸(木戸孝充)・大久保(大久保利通)が専ら事を執つたと云ふことであります。
- 中島君 木戸・大久保・広沢辺でござります。夫れに副島(副島種臣)が居りました。私は大原から聞きました。大原は川村文吾から聞いたので、岩倉さんも大原卿から御聞きになつたので。
- 丁野君 川村は宮の家来でありますか。
- 中島君 是れは縫之助の家来で、縫之助の家も不都合で暇になつて、大原家へは出入したものでありませう。
- 池田侯 川村はドウしたのです。
- 中島君 死にました。川村に金を遣つた事まで知つて居る。
- 池田侯 前田は。
- 中島君 是れは獄に繋がれて牢死をした筈で、浦野と云ふ者は後に一度許されたが、又罪を犯して獄死した。
- 丁野君 宮様を怨み奉つた者があつて致した事の様で。
- 岡谷君 今池田様の御話で伺へは、浦野が宮様に擯斥されたのを怨んだのであらうと云ふことで、マダどうも然るにと云ふことがあつてハツキリせぬ様で。
- 中島君 ドウしてアーいふ御沙汰になつたものか、此間も清岡とドウして斯うなつたものかと云ふ事を言ひましたことで、夫れに就ては宮様の家来に(目加田栄)目方と云ふ者がある。夫れが宮の冤罪を雪きたいと云ふことから骨を折りました。其時分辻孫右衛門、モウ一人は亀六とか云ふ者に就て聞たものがある。清岡が京都の御住居で写取つて来て居るが、ドウも可笑い。其書いた物は実でござりませぬ。其者の妻か一日行つて留主で、妻が今日参つたハ前年の事を聞きたい為めだと云つて、妻が知つて居る丈けを言つて、併し日が違ふ。七月頃は手が着かぬが、夫れを七月の十五日と言ふ。其後夫に聞きたが矢張りさう言ふ。是れは月を間違て居るのだらうと思ふ。私共はヒドイ目に逢つて拷問に逢つたりしたと云ふが、さういふ事はない事で、警保官を置いた時は夫れは残らず廢して仕舞ふて、唯々任意の白状で打つたり杯する事はない。夫れが嘘の一つ。夫れと月日が違ふ。夫れで事実と大違ふ。モウ二十六年になりますので、其時分の事を承知して居るものはない。児島シユキと児島銀次郎と云ふ者が居りました。是れは正直な者で専ら探偵をさせました。此間も山本又市(欄外書込)「復一／外崎」に言つて置きましたが、其時分の日記か何か無いかと思つて、アチラで夫を調べて見てはドウかと言つて置きました。今一人曾我と云ふ者を探偵に使つたが、夫れが生きて居らぬかと思ふ。今日は没したかも知れぬ。其他はござりませぬ。
- 市来君 夫れは御調べになつてハ余程違つて居りましたか。
- 中島君 此に宮様、此に大原、私は末席に居りまして、能く分らぬでした

が、手形が合はぬであつたと云ふことを大木が言つて居りました。

○市来君 御手形は墨でござりますか。

○中島君 少し赤い様で、大原が吟味役で、私は吟味役でござりませぬから陪席で。夫れで私は能く見ませぬでござりました。赤いといふことは大木の話でござります。前田を吟味するのに宮様の御前に兵庫が出て、自分より申上げることを取次ぎて申上げて、宮様の御沙汰が仄かに聞えたといふ事を前田が言つて居る。実かドウか知らぬ。

○池田侯 詰まり浦野の細工である。

○市来君 其然るにと云ふ丈けが不都合でござりましたねー。

○中島君 其前七月と云ふと八月か九月にならねはならぬ。

○丁野君 慶喜公から差出した使と云ふことか嘘と云ふ事が分れば……

○中島君 徳川慶喜の使と云ふを以てといふので。

○丁野君 其微賤の者に対面したと云ふので。

○中島君 親書は二つ与へた様であるが、さうでない。

○岡谷君 前田は御書を頂戴して関東に帰れは何かする積りで。

○中島君 さうか知らぬ。

○岡谷君 軍令状の様なもの誰れに宛てたといふこともありませぬか。

○中島君 清岡はドコで求めたか持つて居るが、甚た可笑なもので宛はないが、又其一軍の兵を率ひて行く者の名はある。

○市来君 沢山の人でござりますか。

○中島君 一体人数からさういふ兵がある筈はない。

○市来君 一口に言へば御名を出して食物にしたと云ふ話の様でありますねー。して見れば御一新の種々の御事蹟の中にも、是れは重大なものでござり

ますし、今之を伺ひますれば、筆を採るには御冤罪と断然書いて宜しいでござりますねー。

○中島君 宜しいでござります。前の浦野兵庫の詐偽に出と云ふ一言で分つて居る。

○市来君 其然るにと云ふ以後の所になつても、事のない事であれば今日歴史上に筆を執るには訳ないでござりますねー。

○中島君 七月十五日に起つて八月に結落したので。

○市来君 宮様の其御承知になつた時の次第といふものも、決して御驚きのものでもなかつたのでござりませう。

○中島君 一向泰然と致して居られ、何を言つて来たかと云ふ御気色でござりました。

○市来君 予ねて承つて居りましたが、果してさうでござります。

○中島君 一等を減して広島住居と云ふことになつて居る。さうすれば旧との親王様になつたのではない。有罪は一等減じたので其傍に何時しか親王様に御なりで。

○池田侯 夫れから御帰洛の時分に何かあつて……

○岡谷君 諸王に復して。

○丁野君 諸王に復すれば罪の有無を論せぬことになつて、前の事は曖昧で。

○中島君 さうてあります。其事丈けが今に存して居る。

○寺師君 さう致しますと、事実曖昧で懸念くらゐでア、いふ御取扱になつたものでありますか。

○中島君 其時はさうであるが、後とから見れば立派にないので。

○宮地君 宮様ハ其何にもないものを御請けになりましたか。

○中島君 先刻も申した、如何にも恐入つたと言はれたは、其事が恐入つたと云ふのではなくして、御手数を掛けたを恐入つたと云ふのであらうと思ふけれども恐入つたの一言で安芸に遣つたので。

○池田侯 恐入つたも曖昧で。

○岡谷君 前年の八月十八日の復讐で。

○寺師君 朝廷では是れは過ちと云ふことを今更仰る事も出来ず、曰く言難しと云ふ有様でありと存します。

○服部君 是れまでの行立ちはさういふ訳でも、是れから他日正史を御作りの時は、直筆より他ない。直筆するには表面の御扱は勿論、池田さんの御話の様に其根を掘つて見ねば面白くない。原因はドコから出たと云ふのが大切な所で。

○池田侯 山田は。

○中島君 山田が昨年来て、其時の事を知つて居れば言へと云ふことで、其時私共が取扱つて、其時の事は月日とか人は知つて居るが、前後は忘れてハッキリとは言はれぬが、御冤罪と云ふことだけは相違ないと申しました。

○寺師君 何しろ御一新勿々の時で、御心配の最中で疑心暗鬼の時分であります。

○中島君 大早計で寸時間も間違ては大変と云ふところから。

○寺師君 書類でも御調べになつて長い御手数はござりませぬのでありまするか。

○中島君 刑法官に鞠獄と云ふ者があつて、其時中村知一郎〔欄外書込〕「後ノ中村公知カ／外崎」と云ふ者が今は青森の裁判所長かをして居るが……。多人数を差向けて捕縛になつたと云ふことであります。夫れを引きに行く捕

亡司と云ふ者がある。夫れは西田周作では是れは房州の区裁判所に居る。七月十九日にさういふ事はないが、行つたか行かぬかと云ふ事を問ふて遣りました。返事がない。返事が無くても行つた事はないに相違ない。中村が調べたものであるが、其次に居つた小原スミ太郎と云ふ者で、是れは其時分の判司事と云ふもので「可然々々」は小原が覚えて居つたことで、其時の書類は申立てを書取つて京都府へ渡しました。京都府下に在る其書類を調べては如何かと思つて居る——。其以下に棚橋伝之助。是れは京都の与力で死んだ。児島銀次郎さい居れば明瞭であつたが。

○寺師君 朝廷向きで広島に御左遷後、是れはドウであつたとか言ふ御評議ハないものでありましたか。

○中島君 左様、ドウでござりましたか。主上の供奉をして九月西京を立つて夫れ切りで西京に帰らぬ。後との刑法官が取扱つたのでありませう。

○池田侯 後との刑法官はドウいふ人で。

○中島君 土肥は隠岐の方へ行つて与からぬが、間島万次郎・青木齋宮、此兩人でありませう。鞠獄の中村知一郎は是れは知つて居りませう——。是れは宮様のみならず、皇室に関すること。

○池田侯 (明治天皇) 陛下の御名譽に関する。

○中島君 帝室の御毀誉に関することであるから、充分調査して明らかにすることは大事であらうと思ふ。

○寺師君 (岩下方平) 岩下の話にキツカリ分らぬでありましたが、大原卿が御使に行かれてドウしても御請けにならぬと云つて大原卿が一旦帰りて、其時岩下は参与で大原卿がドウしても聞かれぬと云つて帰ると、さういふ事ではいかぬと岩倉は押付けて仕舞へと云ふことで、押付けさいすれば宜いと云ふ丁子であ

ると云ふ話でござりました。戦争半ばでもあり、無理でもやつて仕舞へと云ふ意見でないかと思はるゝであります。

○岡谷君 山本復一の話にすると、岩倉も宜い所は宜いが、アノ一条は岩公が悪いと言つて居る。

○市来君 (島津久光)久光は御承知の通りの人で、アノ人に余程聞きました。是れも伝聞の事でありますが、是れは岩倉、夫れに木戸から起つた事よと言はれたこともあります。岩下の言ふところでは、押付けて仕舞へと夫れは余程激しいものであつたと云ふことで、併し久光の言ふところは伝聞であるから分りませぬが、モット吟味でも為さらぬばならぬのに、熟せぬのを御取扱になつた様で。

○中島君 御罰文とも言ふべきものは夫れは出来て居つたのでないかと思ふ。

○丁野君 其前に。

○中島君 宮中は徹夜で、私は一方で前田を吟味し、一方は浦野を吟味し、其両方の口が合つて白紙の明誓書を請取つたと云ふ。夫れまでの事は分つたから夫れを復命した。夫れは三時過ぎて三時過ぎに両方の調べを持つて行つた。ところがモウ夫れで宜いと云ふことで、其前に芸藩に御達しがあつたものと思ふ。左もなければ兵が夜の中に芸邸から来る訳はない。

○池田侯 芸州に何時御達しがあつたか聞けば分る。

○中島君 私か斯うと云ふ復命するまでは分らぬ。其夜の十時頃、浦野を捕縛したので前田は翌日か翌々日出立する。夫れて其晩に引捕へねばならぬのであれども、宿直である。夫れで段々ドウすれば宜からうと云ふもので謀つた。浦野は妻か【臨月で浦野の提灯を借りて出入の者を雇ふて御所へ行つて御産でござりましたと云ふもので、下ツて来ると途中でやつたので、夫れか

ら調へるとスラ／＼言つて仕舞つた。】(欄外書込)「臨月云々ノ一段ハ御削りヲ乞フ」

○池田侯 前田の同志はなかつたか、

○中島君 ありませぬ。彰義隊の一人と云ふので、彰義隊は上野で破れたものであるから。

○寺師君 良しんばやつても事既に晩れたといふ時で、用に立たぬ事でありませぬ——。夫れで御出立の際の事を聞た事もありますが、御出立ある。直ぐ駕籠と云ふ訳であつた様子。夫れで見れば邪魔者であるから追出さうと云ふ事になつて居つたかも知れぬ。

○中島君 朝の御膳を召上らず御用済みで召上つて、何時も御輿で召上るのを夫れを輿へ御入れ申さぬ。夫れから老女五十ばかりの者。是れが拝謁は出来ぬ、御着替も役人が取次ぐ様なことで、老女と御召使の女中二十位の者。是れは幾人も子を生んだ者で、加茂の名家の娘で、其者を申立て、後とから芸州へ御附け申しました。夫れと老女二人を後とから遣りました。

○丁野君 始めは御一人で。

○中島君 一人で。其時は其事を扱ひつゝも厳しいと思つた。

○丁野君 御装束は御礼服で。

○中島君 御礼服でないと思ふ。刑法官出勤中、御輿の出る時に一寸出ました、御乗りの時の事は存じませぬ。

○岡谷君 嗟峨さんの御談に、輿で子供に訣れして立ちたいとおつしやつたが、大原が夫れハ出来ぬと言つた様子。

○中島君 其通りであります——。御膳を表で上げた。

○寺師君 宮は何とか御弁解でもあつたものでありまするか。

○中島君 御弁解はない。

○市来君 能くも構造したもので。

○岡谷君 夫れでは段々難有う。

一同立礼す。

追々山内

一 山内と御聞取ニ成候か不存候得共、山内にては無之山田勘解由なり、先比山田勘解由よりも尋られ、其節之答ニハ何分廿六年前之事にて一々記憶(メモ)いたし

不申候へ共、唯御冤罪ニてありしならんと存ずと丈け申せし事ニ御座候、

二 宮之芸州へ御下りニ成りし後ハ、専ら御東幸御用ニ引のき、九月御発輦之節供奉被仰付、東京へ参りし頃ハ西京詰同僚取扱、私ハ一切関係致サヌ事ニ候、

三 白紙ニ摺水ヲ以テ書キシ文字ハ、可然々々ノ四字ノミニナリ、外ニ御手ノ形ヲ紙ニ押シタルモ御渡シナリシトノ事ヲ密告者ヨリ申出、探偵ニカ、リシナリ、

四 其軍令状ハ、陸ハ東海・東山両道、海ハ撰海・鳥羽・敦賀ヨリ京都ニ集リ、宮ヲ擁シテ事ヲ為サント計ルモノ、如シ、右軍令状モ段々調べレバ、浦賀野が拵ラヘタモノナリ、

五 芸州ヨリ護衛兵ノ隊長西本清介出頭シ、宮ノ御輿ヲ引渡セシ迄ハ取扱シモ、其以後ノ事ハ御東幸御用ニ引除キ、宮一条ノ残務ハ一切関係セザリシナリ、

六 前田光太郎ハ京都へ着早々、後藤縫殿助之屋敷ニ潜居セシ事ニ付、後藤ノ家僕辻孫右門・佐藤亀六と云者もあり、皆捕縛せし者、

七 川村文吾ハ元々朋輩佐藤亀六・辻孫右門等ニ怨ミてもありしかと察せし事……、此旅ハ川村之密告七月十五日ニ起リ、宮之芸ニ御出立八月十六日迄、三十日ニ御座候、

【※以下の史料は底本では前半部分に記載されているが、配列変更した】

朶雲拝読、時薄暑之候、高館益々御清穆被為渡奉恭賀候、爾後絶而御疎情打過多罪々々、平ニ御高恕奉仰候、陳ハ劣生義先般当地方庁へ転勤を被命候付、去四月下旬赴任仕、而ルニ五月十二日付尊簡ハ前任地へ被投候付、為ニ数日間途中ニ淹留、漸ク当月初旬当地ニ相達拝接候次第、旁貴酬斯ク遅々仕、此段宜敷御了承被成下度候、

偕、明治元年八月中川宮一件ニ付云々御垂示之趣拜承、然ルニ過日当地着後、早々当所長中村ヨリモ清岡氏より問合之趣ヲ以尋ヲ受候ニ付、稜々申出置候義ニ候処、尚ホ全事件御尋之点ニ付、左ニ追想之俣ヲ申上候、

一、前田光太郎(当時前田伊勢守ト詐称ス)ヲ逮捕之内命ヲ受候ハ八月上旬之事ト覚へ、其後数日ヲ経テ其潜伏所探知之報ニ接シ、即刻捕込方数名并御用掛り松村・津田ヲ率ヒ、当日白暮比、後藤之宅ニ出張、光太郎及ヒ島津馬太郎ヲ捕獲、其翌早朝劣生及小島吟次郎之兩名、西町奉行所ニ至リ、全所ニて拷問、其白状ヨリ浦野等之関係判明シ、依而前日全様部下ヲ率ヒ、市中諸所探索之末、深更ニ至リ北野五番所妓楼ニ於テ兵庫外一名捕縛、又当日夕刻前

より雨天ナリシモ、夜半前より快霽、兩人拘引之途中満月清光ナリシハ今ニ記憶致候ニ付、正シク八月十四五兩日之外ニハ出テサルヘクト確信仕候、

一、後藤之手代辻・佐藤ノ兩人モ光太郎ヲ潜匿為致候廉ヲ以勾引候義ニ付、是亦前項全日比ニ捕縛致タルニ相違無之候、

右者全ク記憶而已申上候間、他説ト御参照ヲ蒙リ度奉希候、尤當時之日記等錦地之宅ニ存在候様ニ覚候付、過日中村より之諮問之節、書面ヲ以搜索之義申遣候得共、留守居之者ニ而見当リ兼候趣申越、甚遺憾之事共ニ御座候、右延引拝酬如此、尚御心付候廉も有之候ハ、次便ニ可申上候也、勿々敬具、

六月八日 （西田周作）
忠之 拜

中島公閣下

右書面ニ付、中島錫胤氏ヨリ聞ク処ノ弁正、

明治二十六年六月十六日午前、中島氏宅ニ於テ本書面ヲ披ヒテ廉々質問、

答弁セラレタル条書左ノ如シ、

寺師宗徳誌

問 前田光太郎ナル者ハ、旧幕臣ニシテ位格相当ノ人デアリマスカ。又平凡ノ人デアリマスカ。

答 旧幕臣デアリマスマイ。何クノ人ナルヤ生レハ判然トシマセン。一旦新徴組ニ加リ居タルハ別条ナシト聞キマス。

問 旧幕臣ニアラス。又一旦新徴組ニ加ハリシ位ノ人物ナレバ、或ハ本トハ浮浪ノ徒デアリマスガ、浮浪ノ徒ニシテ独リテ此ノ如キ大事ヲ思立チ、京都ニ潜伏スルトハ少シク不相応ノ仕事ナランカト思ヒマスガ、或ハ知ラン。尚

ホ他ニ企人ヲ指喚シテ此企ヲ起サシメタルモノハナキヤ。夫等ノ事柄ハ当時御存知ハアリマセヌカ。

答 成程、浮浪徒輩ノ企ニシテハ大行ニ過キルト思ヒマス。多分ハ他ニ前田ヲ使ヒシ人ハアリマシヨウニ思ヒマス。当時少シモ夫等ニマテハ思ヒ至リマセナンダ。

問 島津馬太郎トハ何人デアリマス。

答 島津ハ後藤縫之助ノ手代デアリマス。

問 此時拷問ハナカリシヤニ先達ノ御話ニハ伺ヒシモ、此書面ニ仍レバ用ヒシモノト見ヘマス。当時未タ旧風ハ去ラス、充分用ヒシニハ相違ナク、為メニ前田ノ白状モ速カナリシナラント察シマス。

答 用ヒシモノト見ヘマス。締メ上ルトカ、又ハ打叩キタルモノデアリマシヨウ。予カ調ヲ為ストキニハ、少シモ拷問ラシキコトハナサ、リシカバ、左様思ヒシモ書面ニ記セバ駭デアリマス。

問 浦野ノ捕縛ハ先達ノ御話ニテハ官邸ニ宿直番ナリシヲ呼出シテ、帰途捕ヘタリト覚ヘマスカ、書面ニテハ北野五番町ノ妓楼ニテ捕フト見ヘマス。如何デアリマス。

答 妓楼ニテ捕フトハ思違ヒデアリマス。浦野ヲ捕ヘシハ全ク官ノ宿直番ナリシモノヲ誘ヒ出シテ、途ニテ捕ヘシモノニ相違アリマセヌ。此点ハ西田ノ考違ト見ヘマス。全ク官邸ヨリ呼出シテ捕ヘシモノニテ、妓楼ノ談ハ他人ノ事デアリマシヨウ。

問 書面ニ仍レハ当日雨降りシト見ヘマスカ、果シテ左様デアリマスカ。

答 成程、雨ハ降りマシタ。本夜ハ振り、又ハ上リスル日デ、夜中雨霽レテ清月ヲ見タルハ聡カニ記憶シマス。予ハ蓑ヲ着ケテ馬上ニテ出行キタリト覚

へマス。

問 八月十四日トアリ。相違アリマスカ。

答 満月ヲ仰キタルハ璇カニ記憶シマス。十四五日比ニハ相違アリマセヌ。

予モ斯クハ思ヒ居リマシタ。

問 書面ニハナキモ、前田ナルモノ、潜伏シタルコトハ何人カ密告セシモノデアリマス。

答 右ハ (ママ、川村文吾カ) ト申ス者デ、今人ハ本ト後藤ノ手代ナリシカ、不都合

アリテ暇トナリシ者ノ由。平生大原家ニ出入シ、大原公ニハ親懇セラレシモノト云ヒマス。今人後藤方ニ怪キ人物止宿セリトノコトヲ氣付キ、彼是探リテ幕人ト覺リ、幾分カ旧主人ニ怨ヲ反スノ下心ト、何カ褒美ニテモ貰ハントノ邪心カラ大原家ニ申入レタルモノト見ヘマス。旧主人ニハ実ニ怪シカラヌ不届者デ、然シ後日上ヨリハ何カ褒美ヲヤリシコトアリト覺ヘマス。

問 書中、清岡子ヨリ問合セアリテ答ヘタリトノ趣ニ見ヘマスカ、書類デモ出サレマシタモノカ。

答 書類ハ旧宅ニアリト見マスケレトモ、見出サストアリマス。然シ清岡ノ分ト照ラシ合セナバ宜シカラウト思ヒマス。或人ノ話ニ宮殿下ノ御書類カ京都ニ在リテ、何カ低ヒ人ノ内ニ数多アルヤニ聞キタルコトアレバ、清岡ニ託シテ搜索セシメタナラバ好シカト思ヒマス。今人婦ラレナバ左様談セラレタシ。

問 宮殿下ノ処ハ是迄承ル処ニテハ、全ク御冤罪ト思ヒマスカ、何カ確タル御手掛テモ有タルモノナルカ。

答 近辺ニ住居ノ山田友章カ本年ノ初二訪フテ、其談ニ及ヒ、宮殿下ハ全ク御冤罪デ存セラルト思フト言ハレシニ由リ、私モ夫レハ其通り、全ク御冤

罪ト思フ。御冤罪デアルト云フコトハ断然申スコトヲ憚カラヌ訳デアルト言ヒマシタ。故ニ何ト云フ確タル手掛モ更ニナク、全ク風ヲ捕フル様ナコトカラ、茲ニ至ラセラレタモノト思ヒマス。

問 全ク御冤罪ト極マレハ、何トカ御雪冤ノコトナクテハ済マセラレス。ソレニ付テハ如何ナル御見込ナルヤ。

答 如何ニモ何トカナクテハ宮モ地下御瞑目モ出来サセラレヌコト、恐察シ奉ル。一般ノ臣民ナレハ大赦令杯ニテ罪状消滅ト申スコトアレトモ、親王様ナレハソレモ聊カ不穩当ユヘ、如何ニセハ宜シキヤ。

問 愚見ニテハ故宮殿下ニ対セラレテハ、今更如何トモ致方ナシトセバ、今ノ邦彦王ニ対セラレテ特ニ御懇篤ノ御沙汰ヲモ在セラレ、更ニ御厚キ御待遇在ラセラレナハ宜カラシカ。斯ク在セラレナバ、独リ故宮殿下カ地下ニ瞑目在セラル、ニ止マラズ、一切此不祥ナル行違ノ所説、跡形ヲ残サヌコトナルニ至リマシヨウ。兎角御上ヨリ此際今ノ宮様ニ御懇遇在ラセラル、ノ外、穩ナル御処置ハナキヤト思ヒマス。左様ナクテハ実ニ 皇室ノ御為メ誠ニ恐多キ汚点ヲ留ムルモノトシカ思ハレマス。如何御考デゴザリマスカ。

答 如何ニモ今日ノ俣ニテハ済マセラレヌコトト思ヒマス。成程普通人民ト異ナル方ナレバ、今ノ宮様ニ対シサセラレ、何トカ御厚キ御沙汰ヲ降サセラレ、特ニ何様ニカ御待遇デモ在ラセラレナバ、前々ノ事ハ一時ノ迷惑ト云フニ止マリテ、悉皆消テ跡ナク成リマシヨウ。トモカクニモ何トカ御取扱ナクテハ歴史上何ニモ 皇室ノ御不名誉トナルカト恐察シ奉リマス。

問 一時ノ行違トハ申シナカラ、何分 皇室ノ御歴史上ニ関スル事柄ナレバ、之ヲ明ラメ置カサレバ、何時マテモ汚点ヲ留ムル訳ト存シマス。此事ハ何トカ力ヲ尽シタキコトト思ヒマス。

答 如何ニモ御同感ナリ。清岡ニモ談シ、何トカ御相談モ致サン。是モ尤モ
大切ナル事ナリト存ス。

(朱書) (岡谷)

史談会幹事 外崎覚 (花押)

〔^(朱書)東京牛込区東椋町廿番
外崎 覚〕

【付記】

本稿脱稿後、岡山大学附属図書館所蔵「池田家文庫」に中島錫胤への談話聴取
の続編(明治二十六年六月七日に聴取の「史談会速記録 第六十三回」)がある
ことを確認した。機会を改めて紹介したい。

